

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえ
るか心配だ
マンション管理費を支払って
もらえない
隣の地主と境界について争
いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明
である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請
求？
畑の名義がひいお爺さんの
ままだ
離婚した夫の厚生年金を半
分もらえると聞いたことが
あるが
元夫に財産分与の請求をし
たい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りた
い

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください！
司法書士を紹介しています

Q 実家の土地の名義を調べたところ、昭和15年に死亡した祖父名義のままになっていたのですが・・・

昭和15年に相続が発生しているのであれば、戦前の民法が定める「家督相続」により、比較的簡単に相続手続きを行うことができそうです。

家督相続とは、昭和22年5月2日までに発生した相続について、戸主（戸籍上の家の長。現在の戸籍では「筆頭者」と呼ぶ）の地位を、次に戸主となる者が単独で相続する制度のことです。

例えば、戸主である父に子供が何人いたとしても長男が家督相続人となり、家の財産は、長男がすべて当然に受け継ぐということです。

このように、前戸主の財産をすべて受け継ぐ家督相続人は、家の財産を掌握して強い権限を持つ一方で、一族の面倒をみる立場にありました。

なお、この家督相続の制度は、戦後の民法改正により廃止されました。

ところで、家督相続は必ずしも戸主の死亡によってのみ発生するわけではありません。隠居（戸主が家督を他の者に譲って隠退すること）、入夫婚姻（夫となる者が女戸主である妻の家に入る婚姻等のこと）などによって、戸主の生前中に家督相続が発生することもあ

ります。

家督相続は、原則として長男がすべてを相続することになりますが、長男がいない場合は前戸主の直系卑属（亡くなった長男の弟ほか）が家督相続人になるなど、明確なルールが決められていました。また、誰が家督相続人となったかが戸籍に記載されています。

したがって、お尋ねの土地は戸籍謄本に記載された家督相続人が承継している可能性が高く、その場合には、遺産分割協議を経ずに家督相続人の名義に所有権移転登記をすることができます。

Q 遺言書を作成することのメリットは何ですか？

相続に伴う紛争防止が期待できますし、ご家族にご自身の気持ちを伝えることもできます。

相続が開始すると、遺産は法定相続人に法定相続分の割合で引き継がれます。しかし、そのままでは、誰がどの財産を引き継ぐのかが決まりません。そこで、話し合いをして具体的な遺産の分け方を決める必要があります。ところが、このときお互いの利害や感情が交錯し、遺産に関する紛争が発生することがあります。

良好な家族関係が維持されてきたのに、相続を

きっかけとして、「骨肉の争い」ともいわれる状態になってしまうことも少なくはないのです。

しかし、遺言書を作成しておけば、このような事態を避けられるかもしれません。もちろん、遺言書が相続に伴う紛争の防止に万能ということではありませんが、遺言書が作成されていればその役割が大いに期待できるものと思われます。

また、遺言書には法的効果が発生する事項（遺産の分配方法、遺言執行者の指定など）だけでなく、残されるご家族に対する気持ちを書くことも

できます。これを「付言事項」とよびます。

例えば、遺産の分配方法を指定した理由や、ご自身亡き後のご家族への希望（どのような生活を送ってほしいのかなど）を書いたりすることもできます。付言事項を活用することにより、遺言の内容に対するご家族の理解が深まることもあるのではないのでしょうか。

遺言書に紛争防止としての存在意義があるのはもちろんですが、遺言者とご家族との最後の心の交流手段としても、大きな意義を持っているといえるでしょう。

相談センターから のお知らせ！！

★ 相談センターニュー スが本になります！

相談センターニュースは、平成23年度から発行を始めました。

4年間の発行を通じて心がけてきたことは、多岐にわたりがつ難解なイメージのある司法書士業務を、できるだけイメージしやすいようにお伝えすることです。

多くの記事をご紹介してきた相談センターニュースの中から、今般、「相続」「遺言」「成年後見」の三つの分野に関する記事を拾い出し、新たに書き下ろした分も加えて書籍化することとなりました。

タイトルは・・・

「はい、静岡県司法書士会 です！ ～ 相続の困りご と、お答えします」

相続手続きのプロである私たち司法書士が **88** の疑問にお答えします。

静岡新聞社の協力の下、2月中の発刊を予定しています。3月には県内の書店にも並びますので、ぜひお買い求めいただくとともに、県民の皆さまにもご紹介をお願いしたいと思います！

お問合せは
県司法書士会まで！！

054-289-3700

Q

親族が成年後見人に就任することはできますか？

家庭裁判所が取りまとめた「成年後見関係事件の概況」(平成25年版)によれば、配偶者、親、子、兄弟姉妹その他の親族が成年後見人に選任された割合は全体の約42%で、その他の大多数は司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門職が選任されています。

ところで、成年後見人の選任申立てを行う際には、申立書に成年後見人の候補者を記載しておくのが通常です。

候補者として親族のどなたかが記載されている場合、家庭裁判所は、候

補者の方がご本人の身上看護や財産管理を適正に行うことができるかを検討します。

また、財産の多寡、紛争性なども考慮し、候補者である親族を選任するのか、司法書士などの専門職を選任するのかを判断します。このため、必ずしも候補者が選任されるわけではない点にご注意ください。

成年後見人には、ご本人の利益を第一に考えて身上看護や財産管理を適切に行う責任があります。したがって、たとえば成年後見人が親族であっ

ても、他人の財産を預かって管理しているという意識を持ち、ご本人の利益を優先して職務に携わる必要があるのです。

なお、以前、成年後見人に選任されていたものの家庭裁判所に解任されたことがある方は、成年後見人としての資質に欠けるため、選任されることはありません。

また、本人に対し訴訟をしたことがある方やその配偶者などは、成年後見人としての職務が適切に行われないおそれがあるため、選任されることはありません。

返済に困ったらまず司法書士に相談！

少額な金銭トラブルのご相談をお受けします！！

「司法書士総合相談センターしずおか」では、少額な金銭トラブルのご相談にも対応しています。

アパートの賃料、知人への貸金、賃金、奨学金、損害賠償、売掛金、ヤミ金からの借入れ などなど・・・ どんな内容にも丁寧にお答えいたします！！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】 月曜日～金曜日 14時～17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は **成年後見制度に関する専門の相談員** を配備しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】	〈静岡会場〉静岡県司法書士会館	月曜日～金曜日	14時～17時
	〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター	毎週木曜日	14時～17時
	〈三島会場〉三島商工会議所	毎週火曜日	14時～17時
	〈下田会場〉下田商工会議所	毎月第3金曜日	13時～16時
	〈細江会場〉浜松市北区役所	毎月第1水曜日	13時～16時
	〈天竜会場〉浜松市天竜区役所	毎月第1水曜日	13時～16時

※ 各会場とも **予約制** となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続きや株式の管理 / 成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 ...
法律問題でお困りの方、**司法書士総合相談センターしずおか** をご活用ください！！